８新食第 1728 号
８新食第 1730 号
８新食第 1724 号
８新食第 1726 号
８消安第 4830 号
８消安第 4413 号
８畜産第 2117 号
令和８年 11 月 12 日

一般財団法人　食品産業センター会長　殿

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ長
食品流通課長
食品製造課長
外食・食文化課長
消費・安全局食品安全政策課長
動物衛生課長
畜産局食肉鶏卵課長

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

本日、京都府の家きん飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところであり（別添１プレスリリース参照）、現在、京都府においては、本病のまん延を防ぐために、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和２年７月１日農林水産大臣公表）等に基づき、防疫措置が講じられているところです。

食品安全委員会は「我が国の現状においては、食品（鶏肉、鶏卵）を食べることにより、高病原性鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないものと考えています。」と公表しているところであり、食品安全委員会ホームページ（https：//www.fsc.go.jp/）においても、鳥インフルエンザに関する情報を掲載するなど本病に関する正確な知識を普及するための措置を講じております（別添２「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」参照）。

農林水産省としても、鳥インフルエンザ関係情報を随時当省ホームページに掲載するとともに、消費者、流通業者及び製造業者への家きんの肉及び卵の安全性に関する情報提供を含めた正確な情報の発信に努めてまいります。

貴会におかれましても、発生県産の家きんの肉及び卵の取扱いにつきまして、「〇〇県産の鶏肉・鶏卵は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、引き続き、本病に関する正確な知識の普及について、会員の皆様への周知につき特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

プレスリリース

令和８年１１月１２日
農　林　水　産　省

京都府における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

本日、京都府の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内1例目）されました。
これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認します。
当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。
現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1.農場の概要

所在地：京都府亀岡市
飼養状況：約20万羽（採卵鶏）

2.経緯

（1）令和8年11月11日（水曜日）、京都府は、府内亀岡市の農家から飼養家きんで異状がみられるとの通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。
（2）同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。
（3）11月12日（木曜日）8時30分、当該家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3.今後の対応方針

防疫対応に遺漏の無いよう、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施いたします。

（1）当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、農場から半径3㎞以内の区域について移動制限区域の設定、半径3㎞から10㎞以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
（2）移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
（3）感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
（4）京都府との面会等により、京都府と緊密な連携を図る。
（5）必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
（6）感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、必要に応じ、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
（7）京都府の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、民間事業者の活用を促しつつ、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
（8）「疫学調査チーム」を派遣。

（9）全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。
（10）関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4.農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和8年11月12日（木曜日）8時30分
場所：農林水産省第1特別会議室
所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

5.その他

（1）我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。鳥インフルエンザについて | 食品安全委員会 - 食の安全、を科学する(外部リンク)
（2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
（3）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

【お問合せ先】
消費・安全局動物衛生課
担当者：防疫業務班
代表：03-3502-8111（内線4582）
ダイヤルイン：03-3502-8292

食品安全委員会
Food Safety Commission

2004年 3月11日
2014年 4月24日更新

鳥インフルエンザについて(注)
鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ（ウイルス）がヒトに感染する可能性はないと考えています。

- ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は鳥の受容体とは異なること
- ウイルスは酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること

（注）高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザをともに対象にした考え方です。

☆ 海外への渡航の場合は、注意が必要です。→〔補足〕参照

☆ 我が国の鶏肉や鶏卵については、発生時の家畜防疫上の措置や日々の殺菌・消毒等の衛生管理が実施されています。→〔参考情報〕参照

☆ なお、食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることはひかえ、中心部までよく加熱する等十分注意してください。

食品安全委員会
Food Safety Commission

〔補足〕

海外（主に東南アジア等）への渡航の場合は、以下の注意が必要です。

1．　海外（主に東南アジア等）ではヒトへの感染事例が報告されていますが、感染機会としては、本病に感染した鶏の羽をむしる・解体するといった作業に従事したとき、感染した闘鶏の世話をしたとき、感染しても特に症状を示さないアヒルと直接接触したときなどが報告されています。また、まれなケースとして、感染したアヒルの生の血液を使用した料理を食べたときなどが考えられると報告されています。さらに、中国ではH7N9亜型（注1）の低病原性鳥インフルエンザが流行し、主として家きんと接触したヒトへ感染した例が確認されています。

　そのため、海外へ渡航の際は生きた鶏など家きんのいる市場や家きんを解体している場所への立入りは避け、万一、鳥と接触した場合には手をよく洗ってください。

2．　鶏などの家きんに鳥インフルエンザ（注2）等が集団発生している地域（東南アジア等）では、鶏肉や鶏卵を含む、家きんの肉や家きん由来製品については、食中毒予防の観点からも、十分な加熱調理（全ての部分が70℃に到達すること）や適切な取扱いをすることが必要です。

注1）　H7N9は鳥には低病原性ですが、ヒトでは重症化することもあります。
　2）　高病原性鳥インフルエンザは、H5N1のほか、H5N2、H5N8、H7N3、H7N7等が確認されています。
　3）　最近までのWHO等による情報を確認して更新しました。

食品安全委員会
Food Safety Commission

〔参考情報〕

1. 我が国においては、鳥インフルエンザが発生した場合には、感染鶏や同一農場の鶏は全て殺処分されるなどの家畜防疫上の措置が行われるため、本病に感染した鶏等が市場に出回ることはありません。

2. さらに、我が国で生産される鶏肉・鶏卵は、以下の安全のための措置が講じられています。

○ 国産の鶏卵は、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、 卵選別包装施設（GPセンター）において、 次亜塩素酸ナトリウムなどを含む洗浄水で洗卵・消毒されています。

○ 国産の鶏肉は、食鳥処理場において生体検査が実施されています。このため、病気にかかっている疑いのある鶏は食用にされません。

